

1.30 分

第1問

設問1

第1. Dの主張

1. (1) 200株所有株主Dは、甲社に対して、Aの不正行為に対し損害賠償の名目で、直近3期から総力を定元株主(本件資料の閲覧)をためて、本件資料は、計算書類を作成するための資料となる 会計帳簿に あたるために、開示対象となる。

(2) 株主433名は、株主が全社を監視するために定められた規定である。一方、過剰に請求する必要がある。また、正当な理由として、監視目的の別、かつ、各号要件の判断に必要な程度具体的に明示する必要がある。

本問では、Dの請求は、Aの不正行為を糾弾するためのものとして、全社に対する監視目的である。仕入先と関係仕入先取引に関する部分と理由が具体的に明示されており、各号判断をすることが出来る。

したがって、Dは、正当な理由を明らかにしている。

第2. 反論を当否

1. 甲社に対しては、1号事由により拒絶する。と主張する。

Dには請求時の目的は、上記記載の通り、株主の権利のためにのものであると主張している。しかし、DがAの取締役の際に、甲社に対し興味がなく、また、さらに、Aに対して買収する意思がないことを言っている。これらの発言から、上記監視目的は、なく、むしろ自己の株式を売却する目的として行使しているといえる。

したがって、Dは、株主の権利のために行使しているわけではなから、甲社は、請求を拒絶することが出来る。

2. 甲社に対しては、3号事由により拒絶する。と主張する。

第1問

1. 「実質的競合関係」がどうかは、業種、場所等から、形式的競合関係に判断する。となる。 ✓ 正分析で正解

本問について。実質的競合関係は、Fであり、Dは経営は、関与して、甲社は、関東であり、乙社は、関西と地理的に離れたところであり、市場の競合は、なうに思える。しかし、Fの経営にても、株式はDが全を保有しており、全社を支配して立場にある。また、乙社と甲社は、11と11'の「ジョイント」で同じである。また、開示するもの、仕入先が異なるものであるために、仕入先が異なる可能性がある。また、開示するものは、甲社の材料の11'の「ジョイント」が異なる可能性がある。この事実から、甲社は、場限に関係なく、仕入先と競合するおそれもある。つまり、乙社を支配して立場にあるDが、仕入先を知らず、競合するおそれがあるといえる。したがって、実質的競合に、Dと甲社は、あるといえる。

(2) よって、3号事由に拒絶される。

3. 以上より、Dの請求は、13号拒絶事由により、認められない。

設問2.

第1. 11について。

1. 決議1について。

甲はDとGの間で本件契約を結ぶが、Dに対しては、利益の供与(60株)に当たり、法令違反なり 母取消事由(第95条1号)となる。上記取消事由により、母は、Cは、本件決議の取り消しを提起する。

1. Cは、6月以上前から50株所有株主、7-8月、原告資格を有する。

(2) 「利益の供与」とは、甲社からDへの株主の権利、の対価として。

第
1
問

財産上の利益を受けることもいふ。

判例では、本件契約を締結した上でDは、Cの解任決議に反対から
賛成に変更している。つまり、Dの議決権行使、株主の権利で
 あるDの半議決権の行使に向けるためである。

また、事実上の金銭は、丙からG、GからDに支払われたものであるが、甲からDへは、提供されず、(したがって、この支払いは、甲社が丙とGとの間の金銭消費貸借契約の保証人になるから、金と本と本である。保証人になることによって、甲社は、~~支払のリスクを負う~~。Gが支払ったとき、たまたま金を受け取る。つまり、Gの支払いがなされたという場合は、取引相手がDが負うべきである。代わりに、甲社が負うべきために、Gの支払のリスクは、甲からDへ負債の利益を移転している。5-27(したがって、本件契約により、Dが受益し、したといえる。

よって、事件契約によつて、120条 知事達と存在 (~~非~~)
~~未~~ 決議 D の決議に不利益に操作して、この決議方法に法令違反がある
 よい (よ) (よ) (よ) の正誤は、認められる。

2. 決議 2.

~~1. 甲甲D方, 方, A A n~~

19 C から $A \cap B$ の材料問題を適当に選定し、決定に入札。説明義務(314)
変更耐性で、決定の取消となる。

314 条は、株主への決議のための資料収集材料として認められたものである。そのため、決議に関与する事項に係る、登記簿謄本と利益配当明細書とを請求する。

本問では、 A の解任決議のため発生した A の不正行為については、

כ

第
1
問

確認の必要がある。また、Aの不正行為に因果関係は、会社は不正行為の権利を侵害の行為の一部を関与するに過ぎない。この点から、何の説明も、解決をしないとは、株主への資料提供を怠る行為、である。

したがって、 A は、説明義務之急をたてゐる。

(2) 説明資料の変更は、決読法資料の法年表にあたり、その中の諸
求は、認め済むである。

(3) しかし、軍部には ~~本決~~ 決議は、否決で終わ、以上。
議へ利益がなと主張する。

新入利益とは、裁判を求むる必要はがあるという。

本問では、決議が否決であれば、否決を取消したとしても、後発行為は法律関係なく、裁判を求めた性質が全く異なる。また、取消されたとして、~~当該行為~~ 他への取引要件は取得の時点に判断し、本問にも関係ない。取消された利益はない。

したがって、謂の利益なるもの

(4) よって、~~D~~ $\cap$ の請求は、認められなう。

第2 (2) 12 7" 2.

1. 株主, C 12. 株, A. G 10 対して. 147 条要件之違反

2. $A_1: 2 \neq 12$.

11 120条4工日、

上は、 A は D に文化供給の結果、合計が 800 540 結果の $71 = 745$ である。

~~A. 15. 100 万同 100 万 2. 支出 1 万 10 万 10 万~~ A. 15. 100 万 100 万 2. 支出 1 万 10 万 10 万

4

詳しく書いてあるところ

第1問

1. 実行
(株主総会決議)に当たる。

(たがう。120条4項より、100万円以上、支払う責を負う。

(2) 未だ423条責任。

ア. 取締役は、^{174条}取締役は、公正な手続で行うべき命令に従うべき

義務を負う。命令違反も命令の

Aは、Dとの本件契約は、明らかに、命令違反であり、Aは、

承認した。したがって、Aが本件契約をしたことは、責任を負うことになる。

である。

イ. Aは、Dへの利益供与は、~~毎株~~ 1株につき100円を限度として、

行ったものである。つまり、100円以上、Aに支払うべき利益が

あるとはならない。

ウ. 法令違反行為は、100万円に達するに達しないため、

100%の損害が生じることはなかった。

エ. したがって、Aに対し、423条責任を、100万円の損害

する。

3. ① Gに対し、

小. 120条3項

~~Dが両方の取締役を支配する~~ Dの両方の取締役を支配するに当たって、

甲が負担するに当たっている。その結果として、Gは、甲から、100万円を

受けたことになる。この100万円は、GがAの間で移した本件

契約の最終的帰属として、争うべきである。Dの株主総会決議に174条

に基づいて、

したがって、Dの株主総会決議に基づいて、Gが100万円の利益を甲から

第1問

1. 実行
(株主総会決議)に当たる。

(たがう。Gは、100万円を返す責任を負う。尚、Aとは連帯責任

4

設問3.

1. 甲社には、本件請求により、AのBへの相続した株の売渡し

を求めた。それに対し、Bは、174条の趣旨には、自ら、負担しない

として、責任を拒絶したと考える。

2. Bの反論

174条の趣旨は、相続人であるとしても、会社にとって、不都合な

株主を排除するものである。その際、株主の選定は、特別の相

続性、対等に、行われなければならない。

Bは、以前から、株主であり、会社にとっては、不都合な株主

利益を返す者ではないため、174条の趣旨から排除される株主

と考える。

3. 当否

会社は、定款で定め、相続した株主を、174条の

趣旨から排除し、Bは、それと相反する。しかし、会社として、定款で

定めおいた場合には、株主の個性に関係なく一律に買収することが

できると考える。相続人の個性と会社との関係、確立に当たって、

事後に174条の趣旨から排除される。詳しく書いてある。

したがって、~~会社~~ 甲は、Bの個性に関する売渡し請求をする。

4. 手続

本件請求は、決議。Bが参加していない。Bは、175条の趣旨から排除される。

(4) 乙. BA 组. 该组 4 个.

2A